

習志野市教育委員会会議録
(令和4年第5回定例会)

- | | | | |
|---|------|----------------------|-----------|
| 1 | 期 日 | 令和4年5月25日(水) | |
| | | 市庁舎3階大会議室 | |
| | | 開会時刻 | 午後1時30分 |
| | | 閉会時刻 | 午後2時31分 |
| | | | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 隆 |
| | | 委 員 | 古 本 敬 明 |
| | | 委 員 | 赤 澤 智 津 子 |
| | | 委 員 | 高 橋 浩 之 |
| | | 委 員 | 馬 場 祐 美 |
| | | | |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長 | 菅 原 優 |
| | | 生涯学習部長 | 片 岡 利 江 |
| | | 学校教育部参事 | 小 平 修 |
| | | 学校教育部次長 | 蓮 一 臣 |
| | | 生涯学習部次長 | 上 原 香 |
| | | 学校教育部副参事 | 相 澤 慶 一 |
| | | 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 潔 |
| | | 教育総務課長 | 中 野 充 |
| | | 学校教育課長 | 合 田 聖 |
| | | 指導課長 | 本 間 美 奈 子 |
| | | 学校給食センター所長 | 河 西 祐 子 |
| | | 総合教育センター所長 | 安 村 和 晃 |
| | | 社会教育課長 | 越 川 智 子 |
| | | 中央公民館長 | 小久保 範 彰 |
| | | 学校教育部主幹 | 小 出 広 恵 |
| | | 学校教育部主幹 (習志野高等学校事務長) | 忍 貴 弘 |
| | | 学校教育部主幹 | 松 岡 隆 志 |
| | | 学校教育部主幹 | 高 瀬 哲 介 |
| | | 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 |
| | | 学校教育部主幹 | 佐久間 心 之 枝 |
| | | 学校教育課主任管理主事 | 河 村 幸 枝 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 臨時代理の報告について(令和4年度教育費予算案(6月補正)について)
- (2) 令和4年度育英資金受給者の決定について
- (3) 臨時代理の報告について【財産の取得について(習志野市立習志野高等学校教員用タブレットパーソナルコンピュータ、モノクロレーザープリンター)】
- (4) 令和4年度学校行事等について
- (5) 令和4年度習志野市学校評議員の委嘱について
- (6) 新習志野公民館における指定管理者について

第3 議決事項

- 議案第17号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について
- 議案第18号 令和5年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について
- 議案第19号 令和4年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について
- 議案第20号 習志野市社会教育委員の委嘱について
- 議案第21号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長が
令和4年習志野市教育委員会第5回定例会の開会を宣言

小熊教育長が
本会議の審議を傍聴したい旨の申し出はないが、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長が
会議規則第13条の規定により、報告事項(1)、(3)及び(5)並びに議案第17号及び議案第19号ないし議案第21号を非公開とすることについて諮り、報告事項(1)及び(3)の会議録については、議案が市長から市議会へ提案された後に、議案第19号は教科用図書採択の業務が完了した後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が
令和4年第4回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(2) 令和4年度育英資金受給者の決定について (学校教育課)

合田学校教育課長

報告事項(2)「令和4年度育英資金受給者の決定について」、説明する。

本年度の申請者数は20名、そのうち新規申請者が13名、継続申請者は7名であった。選考基準として、大きく5点ある。1点目に品行方正、2点目に学業成績優良、3点目に経済的困難、4点目に他から育英資金の給付を受けていない者、5点目に総合的判断である。1点目の品行方正については、出身校や在学からの人物調書や面接、作文等により、学習活動、その他の学校生活全般を通じて、態度、行動に問題がなく、将来、良識のある社会人として活動できる見込みがあるかどうか判断している。2点目の学業成績優良については、中学校3年生時、もしくは申請時の該当する学年の学業成績の評定平均値が5段階評価で3.8以上とした。3点目の経済的困難については、令和4年度千葉県奨学生予約募集の推薦基準に倣っている。4点目の他から育英資金の給付を受けていない者については、国や他の地方公共団体から、育英資金の給付を受けていない者ということを経験している。5点目の総合的判断については、これら4点の基準をもとに、予算の範囲内で総合的に判断するというものである。本年度は20名分の予算を計上している。

周知については、校長会議や中学校の進路主任会議で学校に伝え、市の広報やホームページでお知らせをした。なお、2月に中学校に対して予備調査を行い、推薦のあった15名のうち、13名が申請を行っている。

選考については、選考委員会を令和4年4月19日に開催し、協議の結果、収入基準、成績基準を満たした申請者20名全員を受給対象者として承認した。面接や作文では、家族への感謝の気持ちが伝わり、自分の考えに基づいて、将来の夢、また、それに向けて進路や高校生活の目標についても具体的に述べていた。

4月27日に受給決定者を対象に給与決定通知書交付式を行った。交付式での代表者の答礼では、受給者としての自覚を持ち、周囲の模範となり、将来社会に貢献できる大人になることを誓っていた。

最後に、来年1月の教育委員会会議において、令和5年度の育英資金受給者の選考方法について協議させていただき、それをもとに、2月の校長会議で各学校に周知を図っていきたいと考えている、と概要を説明

高橋委員

2点伺う。1点目は、この申請の条件は習志野市在住ということで良いのか。2点目は、募集人数は上限20名とあるが、今回は新規で13名が申請している。もし20名を超えられないとすると、令和5、6年度はどうなるのか、その辺りを教えていただきたい、と質問

合田学校教育課長

申請の資格についてだが、習志野市に関して申し上げると、保護者が習志野市に1年以上住所を有しているという資格条件を設定している。そして、本年度新規で13名が申請している。確かに例年に比べて、今回は申請者数が多かったが、今年卒業していった生徒が多かったこともあり、もしかしたら来年度も多くの申請があることは考えられる。そういったところで、きちんとした選考をしていきたいと考えている、と回答

高橋委員

まず申請の条件だが、習志野高校に在学していても、保護者が在住していない場合には申請資格はないということで良いのか。また、令和5、6年度に関して、もし今回の新規の方が継続した場合は7名に絞られるという理解でよろしいか、と質問

合田学校教育課長

申請の資格については、保護者が習志野市に1年以上住所を有しているというもので、習志野高校に在学しているということは含めていない。併せて、今後だが、新規の数がどの程度集まるか予測できないが、応募者数にかかわらず、適切に選考していく、と回答

高橋委員

原則は7名になるが、はっきり断言できる段階ではないという理解でよろしいか、と質問

合田学校教育課長

現在のところ毎年20名で設定しているが、今後は人数についても予算確保の面からも検討していく必要もあると考えている、と回答

古本委員

恐らくまだ予算のことがあってすぐ答えられないと思う。ただ、もし20名を超えても、なるべく育英資金の給付を受けられるように、何か努力をしていただきたい。育英資金を受けられる機会があり、有能な人物であるならば、考慮していただきたい、と要望

合田学校教育課長

委員御指摘のとおり、考慮していきたい、と回答

赤澤委員

継続の人が優先されるという前提になっているということか、と質問

合田学校教育課長

優先順位は特に設けていない、と回答

赤澤委員

そうだとすると20名の枠で、次年度の新規申請者の枠は7名ではないということか、と質問

合田学校教育課長

全ての家庭が継続申請をされるかという、毎年そういうわけでもなく、経済的な部分で、基準にかからなくなる家庭もあり、継続に至らない場合も多くある。確実に7名ということではっきりと申し上げることはできない。本年度多くの新規申請があったことは間違いなく、来年度は多くの継続申請があるのではないかと捉えている、と回答

赤澤委員

要するに、選考の基準という問題だと思う。人数が20名を大幅に超えてしまった場合、選考しないといけなくなると思う。その時に、去年からの継続であるということが、選考の要件として優先されることなのか。打ち切られてしまうのは可哀想だとも思うが、継続している人よりも困窮している人が新規でいる可能性もあるかと思う。まだ検討中だと思うが、その辺りの選考基準が明確化されると良いのではないかと発言

古本委員

確認だが、条件の中に、「他の育英資金の給付を受けていない者」と説明があった。恐らく、他の育英資金の給付条件の方が良いのだと思う。つまり、他の育英資金の給付を受けている方は、市の育英資金の給付を当然申請できなくなるし、反対に受けられなかった方は、市の育英資金の

給付を受けるかと思う。あくまでもその状況次第なので、赤澤委員御指摘のとおり継続だから育英資金の給付を受けられるというわけではなく、今まで育英資金の給付を受けていた方が受けられなくなるかもしれないし、他の育英資金の給付が決定して、市の育英資金を申請できなくなる方もいるという理解でよろしいか、と質問

合田学校教育課長

他の育英資金の給付等も含めてだが、経済状況を確認した上で丁寧に選考をしていく、と回答

高橋委員

選考基準で、継続がどう判断されるかということによるが、もともとの問題意識としては、前の学年が多く支給したから、後の学年は不利になるというような学年間での差があるのはどうなのかということなので、その辺りについてよく考えていただきたい、と要望

合田学校教育課長

今後も、学年や新規・継続にかかわらず、適切に選考を進めていきたいと思う、と回答

馬場委員

人数だけのことで話をするが、例えば、1学年あたり何名という考え方はどうか。例えば、仮に1学年10名だったとして、その10名に満たなかった学年の枠を他の学年に流用できるというようなやり方もありなのではないかと思ったので、一つの考えとして御検討いただきたい、と要望

合田学校教育課長

毎年各学年からの申請者数が一定とも限らないため、様々なケースを想定した上で基準についてはまた検討していきたいと思う、と回答

馬場委員

考え方の一つとしてはあるかと思うので、ぜひ御検討いただきたい、と要望

小熊教育長

育英資金は、人材育成を目的とした給付型の事業であり、活用できるのは私たちにとっては嬉しいことではあるが、ここ数年は申請者がなかなか集まらなかった現状もある。事務局として色々な状況を想定して、取り組んでいきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(4) 令和4年度学校行事等について

(学校教育課・指導課)

本間指導課長

報告事項(4)「令和4年度学校行事等について」、説明する。

まず、運動会・体育祭についてだが、昨年度は学年ごとに行うなど、児童生徒を分散し、保護者の参観もなしで実施する学校が多数あった。今年度は、一部の大規模校を除き、多くの学校で全校児童生徒が一堂に会しての開催としている。また、保護者の参観については、人数制限をした上での参加としている。

続いて、修学旅行について報告する。昨年度は、計画通りに実施できた学校もあったが、多くの

学校はまん延防止等重点措置の期間であったことから、実施時期や行き先、日数等を変更して行った。今年度、小学校は16校全ての学校が日光方面に1泊2日で計画している。中学校はすでに実施した学校や今月から来月にかけて実施する学校があるが、全ての学校が京都・奈良方面に2泊3日で計画している。5月7日に出発した第一中学校は、東京駅で修学旅行の出発式を行い、その様子はニュース等で取り上げられた。

最後に、千葉県教育庁葛南教育事務所・習志野市教育委員会合同訪問について報告する。学校現場の教育環境や授業実践等を踏まえ、学校教育活動の質の向上を図るために、葛南教育事務所と習志野市教育委員会の指導主事が、合同で指導・助言にあたる。当日は、校長から学校経営の重点目標等の説明を受けた後に、指導主事が授業を参観し、分科会において、授業者への指導を行う。市教育委員会としては、本市の指導重点事項を中心に指導にあたっていく所存である。今年度は、小・中学校合わせて5校を訪問するが、今年度の訪問で指導した内容を、指導主事が他校の研究授業等において周知し、習志野市の教育全体の質の向上を図っていく、と概要を説明

合田学校教育課長

資料3ページ目を御覧いただきたい。令和4年度千葉県教育庁葛南教育事務所長学校訪問についてである。葛南教育事務所が2つの視点で管内市立小・中学校に訪問をする。1点目は、学校内外の施設の安全管理等における点検、2点目は、授業参観を通して、人事適正配置、人材育成の確認を行う。併せて、同時進行で、葛南教育事務所総務課による表簿点検が行われ、事務処理等が適正に執行管理されているか点検する。訪問のまとめにおいて、葛南教育事務所から教職員の人事及び学校管理運営について指導・助言をいただく。今年度は6校の訪問となるが、葛南教育事務所から指導・助言をいただいた内容を踏まえて、今後の学校経営に反映させるとともに、市内で校長会議や事務職員会議、研修等で共有を図っていく。

なお、県教育委員会の学校訪問について、主立ったものを報告したが、この他、課題別訪問として6校、校長室訪問として6校を訪問する。これで全ての小・中学校を訪問することとなる。また、市教育委員会独自で、新任校長の学校を教育長とともに訪問し、学校運営への指導・助言を行う、と概要を説明

古本委員

学校行事の件だが、最近中学3年生の子達と話をしているが、体育祭に関して言えば、今の中学3年生の子達は、1、2年生の時に通常の形の体育祭を実施していない。もし今年できなかつたら体育祭はどうなるのかと皆が思っているが、今のところ順調にできているので良いと思う。色々状況が変わるとは思うが、できれば1回は通常の形の体育祭を経験させてあげたいと思うので、ぜひ頑張ってください、と要望

小熊教育長

現状について補足して説明していただきたい、と発言

本間指導課長

子ども達に対して、できるだけ活動を保障してあげたいということで、今年度は運動会・体育祭を企画している。中学校は3年生までしかいないので、できるだけ全学年がそれぞれの活動の様子を見られるようにするために、行事を工夫しているという声も聞いている。私どももそのような形で、他の行事も行っていけるよう指導していく、と回答

小熊教育長

今年度の周年行事についても補足して説明していただきたい、と発言

合田学校教育課長

今年度の周年行事だが、大久保東小学校で60周年、谷津幼稚園で50周年の周年行事が予定されている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

報告事項(6) 新習志野公民館における指定管理者について

(中央公民館)

小久保中央公民館長

報告事項(6)「新習志野公民館における指定管理者について」、説明する。

まず新習志野公民館の管理については、指定管理者が行っており、指定管理期間が令和5年3月31日をもって終了することから、以下の方針により、令和5年度からの指定管理者制度の更新を行う。なお、新習志野公民館の指定管理者制度の導入については、今回が3回目になる。参考までに申し上げますと、1回目が平成27年度から平成29年度の3年間、2回目が平成30年度から令和4年度の5年間、そして今回3回目になるが、令和5年度から3年間として今回の提案ということになる。なお、公募の手続きにかかる募集要項、仕様書、そして選定評価表については、5月17日に、教育委員会指定管理者候補者選定委員会において決定しているところである。また、これから説明する指定管理者制度の更新、公募による選定、指定管理期間を3年とすることについては、令和4年1月28日に経営改革推進委員会で意見をいただき、令和4年3月30日付けで市長決裁をいただいていることを報告する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。「1. 指定管理者制度の更新及び事業者の選定方針」については、1点目に指定管理者制度を更新すること、2点目に指定管理者は公募により選定すること、3点目に指定管理期間は3年で令和5年4月1日から令和8年3月31日とすることとしている。主な理由だが、3点ある。1点目に、更新については、指定管理者制度を導入以後、良好な運営がされており、サービスの拡大及び経費の削減が図られていることから、今後も継続していくことが望ましいこと。2点目に、公募とすることで複数の事業者による応募が期待され、より質の高い維持管理や来館者へのサービス提供が期待できること。最後に、令和3年度から実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館を一括して指定管理者を選定したことで、サービスの平準化が図られ、経費の面でもモニタリングに係る調査委託費用が削減される等、メリットが認められた。ゆえに、令和8年度から複数の公民館を一括した募集が可能となるよう、新習志野公民館の指定期間を3年としたことが主な理由になる。

次に、「2. スケジュールについて」を御覧いただきたい。今後のスケジュールの流れになるが、本日の教育委員会会議で指定管理者制度の更新の報告をさせていただき、6月15日には、広報習志野、ホームページ等で公表し、募集を開始する。7月から8月には、公民館運営審議会及び社会教育委員会会議で指定管理者の更新の報告を行い、9月から10月には申請者の面接を行う。その後、教育委員会指定管理者候補者選定委員会で、指定管理者候補者の審査を行う。

資料2ページ目を御覧いただきたい。10月26日に予定されている教育委員会会議で、指定管理者候補者の選定と市長への申し入れを行う。10月下旬には、庁議にて指定管理者の指定についての議案を決定し、11月中旬に社会教育委員会会議で指定管理者候補者決定の報告を行う。その後、11月から12月の習志野市議会第4回定例会において、指定管理者の指定を行い、債務負担行為の設定をする。令和5年1月には基本協定書の締結、事務の引き継ぎを開始する。1月から3月になるが、公民館運営審議会、社会教育委員会会議、教育委員会会議において、指定管

理者指定の報告をさせていただき、令和5年4月1日から管理運営開始という日程を進めていき
たいと考えている、と概要を説明

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(6)は終了した。

議案第18号 令和5年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定につ て (学校教育課)

河村学校教育課主任管理主事

議案第18号「令和5年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定につ
て」、説明する。

本議案は、習志野市立高等学校管理規則第24条の規定により、令和5年度習志野高等学校
第1学年入学者の募集及び選抜方法等について制定するものである。令和5年度習志野市立習
志野高等学校第1学年入学者選抜要項の作成については、「令和5年度千葉県立高等学校第
1学年入学者選抜要項」に準じて策定を進めてきた。

募集定員については、普通科240名、商業科80名である。県立高等学校の場合、千葉県教
育委員会会議を経て、大綱について決定し、7月初旬に告示、そして、中学3年生の社会増減数
等を鑑みて、各県立高等学校の学級数が確定し、8月下旬に募集定員が発表される。習志野高
校は、習志野市立高等学校管理規則第3条において、募集定員を確定している。

学区については、第2学区に所属し、普通科においては、第2学区にある6市及びその隣接す
る3つの学区にある15市町から受検できるようになっている。なお、商業科においては、千葉県
全域が学区である。

学力検査等の期日、内容、方法等については、県と同一としている。検査期日は令和5年2月2
1日及び2月22日の2日間である。感染症などで当日欠席した生徒の受検機会を保障するため、
追検査を3月1日に設けている。第1日目の学力検査の内容は、国語、数学、英語の3教科であり、
時間は、国語、数学が50分、英語がリスニングを含め60分であり、配点は各100点となっている。
第2日目の学力検査の内容は、理科、社会の2教科で、時間は50分、配点は各100点である。
併せて、学校設定検査では自己表現を実施予定である。

入学許可候補者の発表及び日時についても、県と同一とし、令和5年3月3日午前9時に習志
野高校において発表予定となっている。しかし、昨年度は新型コロナウイルス感染症の流行を鑑
みて、ウェブ発表を併せて行った。これからも感染症の流行や県の動向を注視し、習志野高校と
連絡を取り合い、対応していく予定である。

今年度の主な変更点については、資料10ページ目を御覧いただきたい。選抜方法について、
選抜の資料の配点は、「習志野市立習志野高等学校において別に定める」とした。これは千葉県
の記載に倣い、文言を整えたところである。この後、この入学者選抜要項をもとに、10月の公表
に向け、選抜・評価方法を習志野高等学校と協議し、県立高等学校と同様に準備を進め、策定し
ていく予定である。

令和4年度の入試状況を振り返ると、1月末における志望調査では、習志野高校の倍率は1.
46倍と近隣の公立高校と比較しても高い倍率だった。その後、最終的な倍率は3月の教育委員
会会議で報告したように、1.27倍に落ち着いた。総括すると、令和4年度は千葉県公立高校一
般入学者選抜全体の平均志願確定倍率は普通科1.12倍、商業科0.96倍であり、それに対し、
習志野高校の志願確定倍率は、普通科1.27倍、商業科1.38倍となった。

また、普通科で合格した市内生の割合についてだが、本年度の入試では22.1%となり、20%
以上を維持している。魅力ある高等学校であるために、校是である「文武両道」を掲げ、「文」にお

いては、自己発展学習の機会を設け、大学受験に特化した各教科セミナーや英検取得を目指した英語セミナー、資格取得に特化したビジネス応用セミナー、情報セミナーといった特色ある教育課程を編成し、生徒の主体性を重視した教育を行っている。大学入試改革に対応した進路指導も充実し、昨年度の進学実績は、普通科、商業科併せて4年制大学に241名進学となっている。一般入試で挑戦する生徒も増え、早稲田大学、上智大学、立教大学など、難関大学への合格者数が伸びている。

部活動においては、文化部、運動部ともに全国での活躍をしている。近いところでは、3月に柔道部の鎌倉選手が81キロ級で全国制覇、吹奏楽部クラリネット四重奏も全日本アンサンブルコンテストで金賞となっている。現在も体操部やボクシング部、男女バレー部、男女空手部、男子バスケットボール部が関東大会への進出が決定しており、活躍が期待されているところである。

選ばれる高等学校であり続けるため、管理職による中学校訪問や、進学フェアでの学校説明、受検生及び保護者を対象とした学校見学ツアーを行い、情報発信してきた。昨年度の学校説明会等の来校者は約2千600名となり、YouTubeにある学校紹介動画については、現在6千回以上の再生数となっている。

今後市内生の進路状況等を調査するとともに、魅力ある学校づくりに向けて、習志野高校と連携していく、と概要を説明

馬場委員

習志野高校は市立の学校であるので、市民の理解や協力が不可欠であると思う。自分の子どもは習志野高校に通っていたこともあり、私が携わっていたところに見聞きした話の一つとしては、習志野高校は部活が盛んで、紹介あったとおり全国区の活躍がすごい、それゆえにハードルが高いといったイメージを持っている生徒や保護者の方もいると聞いている。その気持ちはわからなくもないといった感じがするが、例えば、スライド資料7ページ目上段に「選ばれる高等学校であり続けるため」と記載されている中に、「市内家庭教育学級」があり、家庭教育学級の活用は良いと思った。小・中学校の保護者を対象にした学級なので、魅力を伝える場としては、とても有意義であると思う。以前、その当時の習志野高校の校長先生が講師となり、習志野高校の近隣の小・中学校のPTAの方を対象にして習志野高校の歴史の講座を開いたことがあった。その時には小・中学校の保護者の反響がとても良く、小・中学校の保護者達にとっては、高校は未知の世界であるので、歴史や今の活躍、習志野高校の中身を知るといことは、保護者に対してはとても有効であると思うので、子どもへの働きかけとは別に、保護者への情報発信を、もっとしていくべきだと思っている。1年を通して情報発信をしていただきたい。

もう1点、ホームページについてだが、以前とは変わり見やすくなったと思うが、小・中学校のホームページと違い、高校のホームページは習志野高校に興味がある人も訪れる場であると思う。小・中学校に関しては保護者向けの情報がメインであると思うが、高校のホームページはこの高校を知りたいと思って、外部の人たちがアクセスする場でもあると思うので、もう少し魅力が伝わるような工夫があっても良いのではないかと思う。字が多いような気もするので、ビジュアル的に魅力を伝えられるようになると良いと感じたので、その辺りも検討いただきたい、と要望

河村学校教育課主任管理主事

いただいた貴重な御意見は、習志野高校と共有して前向きに検討していく、と回答

蓮学校教育部次長

家庭教育学級については、中学校で高校について知りたいということで高校の先生を呼ぶ機会が多いので、その機会に習志野高校の校長先生や教頭先生を呼ぶことを、選択肢の一つとして周知していきたい、と回答

小熊教育長

入試までに決めていかなければならないこともあるため、しっかりとこういった場で情報共有していただきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第18号は全員賛成で原案どおり可決された。

＜報告事項(1)、(3)及び(5)並びに
議案第17号及び議案第19号ないし議案第21号については非公開
ただし、報告事項(1)及び(3)については、
令和4年5月30日をもって市長から議会へ提案されたため、
議案第19号については令和4年8月26日をもって
令和4年度教科用図書葛南東部採択地区協議会の業務が完了したため、
会議録を公開とする。＞

報告事項(1) 臨時代理の報告について(令和4年度教育費予算案(6月補正)について)
(教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(1)「臨時代理の報告について(令和4年度教育費予算案(6月補正)について)」、説明する。

本件は新型コロナウイルス感染症対策に要する予算の補正を行うにあたり、教育委員会会議を招集する暇がなかったことから、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時代理したので、報告するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。まず、「No. 1 情報教育推進事業」から「No. 5 中学校パソコン推進事業」については財源調整となっている。右側の「財源内訳」に記載してあるとおり、地方創生臨時交付金を活用することから、一般財源から全て国庫支出金に財源の振替を行っている。なお、財源調整のみの補正であり、事業内容に変更はない。

続いて、「No. 6 公民館施設整備事業」から「No. 9 体育施設整備事業」までは、新たに予算計上させていただいたものである。新型コロナウイルス感染症の対策として、施設の窓に常時換気できるように網戸を設置するための予算になる。事業費は記載のとおりであり、財源内訳についても全て国庫支出金となっており、地方創生臨時交付金の対象とさせていただくものである。

最後に、「No. 10 給食センター賄材料費」、「No. 11 単独校給食賄材料費」については、給食の賄材料費に係るものである。昨今、原油価格・物価高騰等による社会情勢の変化等により食料が高騰することも考えられる。今後、賄材料費が不足することが想定されるため、予算計上し、今後に対応していこうとするものである。なお、こちらについても、全て地方創生臨時交付金の対象となる、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(3) 臨時代理の報告について【財産の取得について(習志野市立習志野高等学校

教員用タブレットパーソナルコンピュータ、モノクロレーザープリンター】 (習志野高等学校)

忍学校教育部主幹

報告事項(3)「臨時代理の報告について【財産の取得について(習志野市立習志野高等学校教員用タブレットパーソナルコンピュータ、モノクロレーザープリンター)】」について、説明する。

本件は、議会の議決に付さなければならない財産の取得を市長に申し入れるにあたり、教育委員会会議を招集する暇がなかったことから、教育長が臨時代理したので、報告するものである。内容だが令和4年習志野市議会第1回臨時会において、令和3年度習志野市一般会計補正予算(第11号)により承認いただいた習志野高等学校ネットワーク整備事業に係る教員用タブレットパーソナルコンピュータ及びモノクロレーザープリンターの購入である。台数については、教員用タブレットは70台、プリンターは教務室や進路指導室のほか、各教科研究室に計21台を予定している。

今後は、本財産取得のほか、配線工事、端末等との接続、回線の増速整備を予定している。このネットワーク整備により、教員1人1台端末、校内無線LANの配備がされ、新型コロナウイルス感染症対策としての分散化を始め、これまでの先生方の業務のほか、作業を行うにあたっての場所や時間の制約がなくなり、教員の業務効率化、さらには、効果的な情報の共有化を図ることができる。また、校内の無線LAN環境整備により、生徒個人の端末の接続を可能とし、授業での活用を図ることができる。

なお、運用については、令和5年1月からの試験運用を経て、令和5年4月からの本格運用を予定している、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(5) 令和4年度習志野市学校評議員の委嘱について (指導課)

報告事項(5)は終了した。

議案第17号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について (教育総務課)

小出学校教育部主幹

議案第17号「習志野市通学区域審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第17号は原案どおり可決された。

議案第19号 令和4年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について (指導課)

本間指導課長

議案第19号「令和4年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について」、説明する。

教科書採択については、公立学校で使用する教科書にあつては、その学校を設置する市町村や都道府県が権限を有することとなっている。習志野市は、八千代市との2市による共同の採択

地区を千葉県教育委員会より設定されており、この2市の教育委員会が同一の教科書を採択するため、葛南東部採択地区協議会を設置し、協議を行うこととなっている。この協議会の運営に関する規約については、各市町村教育委員会による事前承認が必要となっていることから、本議案を提案するものである。

資料3ページ目を御覧いただきたい。採択は基本的に4年ごとのサイクルで実施しているが、特別支援にかかる教科書は毎年採択される。本年度は、特別支援教育に関する教科書の採択のみとなる。なお、これに伴い、別表「研究調査委員の構成」にあるように、特別支援教育の調査員2名を置くこととする、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第19号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第20号 習志野市社会教育委員の委嘱について

(社会教育課)

越川社会教育課長

議案第20号「習志野市社会教育委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第20号は原案どおり可決された。

議案第21号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について

(中央公民館)

小久保中央公民館長

議案第21号「習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第21号は原案どおり可決された。

小熊教育長が

令和4年習志野市教育委員会第5回定例会の閉会を宣言